

不動産会社様・不動産オーナー様向け無料セミナー

不動産売買、 不動産賃貸と告知義務

■ セミナー概要 ■

【日時】平成 29 年 8 月 7 日（月）

16：00～17：45 終了（予定）

※受付開始 15：30～

※セミナー終了後、近隣で懇親会を開催予定です。

ご予約合う方はぜひご参加お待ちしております。

【場所】パレット柏 ミーティングルームD（定員 30 名）

千葉県柏市柏 1 丁目 7 番 1-301 号

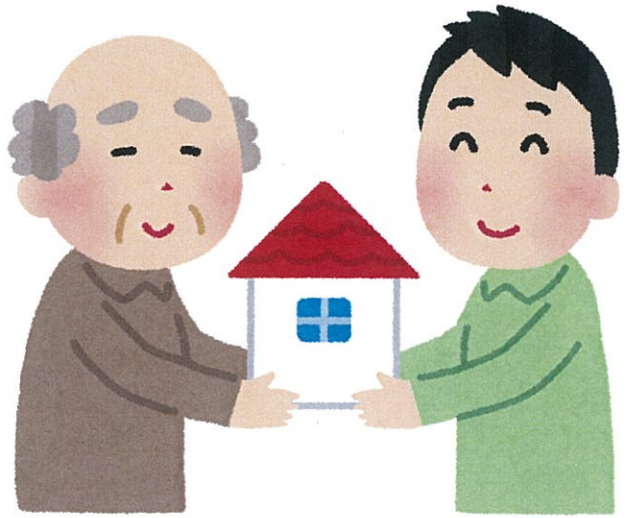
JR 常磐線・千代田線・東武アーバンパークライン線

「柏駅」東口徒歩 1 分

【受講料】セミナー：無料

※懇親会は参加費 5000 円程度がかかります。

懇親会は柏駅周辺で 18 時から 20 時を予定しています。所長大澤や事務所の弁護士複数が参加します。



内容 セミナー内容は裏面をご覧ください

講師

弁護士 佐藤 寿康（千葉県弁護士会所属） 昭和 49 年 3 月 9 日生まれ

早稲田大学高等学院，早稲田大学法学部を卒業後，裁判所職員。在職中に成蹊大学法科大学院に入学・修了し，平成 21 年に司法試験合格。弁護士法人よつば総合法律事務所には平成 27 年から所属している。不動産オーナー様からの明渡しや賃料などの相談，解決実績を有する。宅地建物取引主任者資格試験に平成 6 年合格。

弁護士 加藤 貴紀（千葉県弁護士会所属） 昭和 63 年 11 月 26 日生まれ

一橋大学法学部を卒業後，早稲田大学法科大学院に入学・修了し，平成 26 年に司法試験合格。平成 27 年から弁護士法人よつば総合法律事務所に所属している。不動産業者様からのご相談に多数携わる。

弁護士法人よつば総合法律事務所 HP：<http://www.yotsubasougou.jp/>

事務所フェイスブック：<https://www.facebook.com/YotsubaSougou/>

【お申込み】下記に必要事項を記入し，お電話又は F A X：04-7168-2301 迄ご返送ください

ご社名	ご住所	〒
参加者名		
TEL	メール	
<input type="checkbox"/> 懇親会にご参加の場合は ✓(チェック) を記入してください。		



セミナー内容

権利意識の高揚が見られる昨今、告知義務違反とのクレームを受けかねない場面も考えられます。このセミナーでは、告知義務違反と主張されないための方法や、告知義務違反と判断されたときの効果を、具体的な例を交えつつ見て参ります。

第1 告知義務の根拠と違反の効果

- 1 なぜ告知義務が認められているのか
- 2 告知義務違反の効果

第2 告知義務違反を問う隙を与えないためには

- 1 時期
- 2 方法

第3 具体例

 よつば総合法律事務所 事務所紹介

千葉県柏市と千葉県千葉市に事務所を構える弁護士14名、スタッフ13名の千葉県最大級の法律事務所。不動産会社様の顧問も多数あり、不動産の問題（借地問題、借家問題、滞納賃料問題、契約書の作成・チェック、共有問題の解消、不動産がからむ相続などの問題など）を多く取り扱っている。また、不動産オーナー様からの法律相談も常時多数取り扱っている。また、税理士・不動産鑑定士・司法書士などの専門家と提携しつつご紹介をいただいた不動産会社様と連携を図ることによる問題解決を心掛けている。株式会社船井総合研究所主催の法律事務所経営研究会では2011年度、2014年度、2015年度 MVP 事務所の賞を受賞。



平成 29 年セミナー情報

平成 29 年 6 月、10 月、12 月にも開催予定！！（場所・柏駅周辺）

その後も、2か月に1回程度の不動産に関する継続セミナーを予定しています。今後の開催の詳細は当事務所の最新のトピックスのページに随時更新予定です。

 <http://www.yotsubasougou.jp/160/index.html>

【主催・お問い合わせ】

弁護士法人よつば総合法律事務所 TEL 04-7168-2300 FAX 04-7168-2301（担当/石川）
〒277-0005 千葉県柏市柏 1-5-10 水戸屋壱番館ビル 4 階